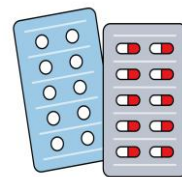




選定療養



●いつから始まるの？

2024年10月1日よりはじまります。

●選定療養とは？



制度の詳細について

※QRコードから厚生労働省
HPの関連ページに
アクセスできます。



患者さま希望で、ジェネリック医薬品のある先発品を選択した場合は『選定療養（患者負担）』の対象となります。ジェネリック医薬品との価格差の一部が特別料金として自己負担が発生します。

今まで自己負担がなかったすべての方が（小学生などの小児、障害者手帳をお持ちの方など）が対象です。

●薬局でお薬代が高くなる？

保険薬局において、患者さまがジェネリック医薬品でなく先発医薬品を使用したいと、後発医薬品と後発医薬品の薬の価格（以下価格）の差額の4分の1を患者さま自身が負担する仕組みのことで、ご負担いただく費用はお薬ごとに定められている価格（薬価）により負担額が異なります。



●10月以降、どうしたらいい？

①いままでどおり先発医薬品を選択・・・長期収載品の選定療養は強制的にジェネリック医薬品にするものではありません。

今までどおり先発医薬品を選択しても問題ありません。

②この機会にジェネリック医薬品に変更・・・変更に不安のあるかたは薬剤師に一度相談してみませんか？

先発医薬品と有効成分・原薬・添加物・製法が同じ AG(オーソライズド・ジェネリック)などもございます。

以下の場合には選定療養費の対象外となります

- ・医療上の必要性により医師が先発医薬品を指定した場合
- ・剤形や効能、効果の差異等の理由で、後発医薬品では適切な服薬を服用すべきと薬剤師が判断した場合
- ・薬局における在庫の都合上、後発医薬品を調剤できない場合
- ・後発医薬品を先発医薬品の薬価差がないもの、あるいは逆転している場合



を服用すべきと



ピュアタウン薬局公式 LINE（チャット機能あり）のご紹介

よろしければこちらの QR コードから **お友達登録** をお願いいたします。
ピュアタウン薬局からのお知らせや情報など配信しております。

